

第2章 都市計画公園・緑地

1 都市計画公園・緑地とは

都市計画公園・緑地とは、都市計画法に規定される都市施設の1つであり、都市計画決定権者[※]である都道府県知事又は市町村長が都市計画決定（変更）した「公園」「緑地」「墓園」を指します（都市計画法第11条第1項第2号）（表-1）。なお、都市施設である公園・緑地の整備後は、原則、都市公園法に基づき、管理を行っています。

公園・緑地は市民の安全で快適な生活を支えるとともに、都市における貴重なオープンスペースであることなど、多くの機能を有しており、『藤沢市緑の基本計画』では、緑（公園・緑地）の有する機能を、「防災」「景観」「環境保全」「レクリエーション」の4つに整理しています（表-2）。

※ 都市計画法の改正により、「公園」「緑地」「墓園」の都市計画決定権者に変更が生じており、年次によっては建設大臣等が都市計画決定している「公園」「緑地」「墓園」もあります。

表-1 都市計画決定権者（公園・緑地・墓園）（2015年（平成27年）4月1日時点）

都市計画の内容		項目	都市計画決定権者
都市施設	公園 緑地 墓園	国が設置する公園・緑地で面積が10ha以上のもの	都道府県決定（大臣同意必要）
		国が設置する墓園で面積が10ha以上のもの	都道府県（指定都市）決定（大臣協議不要）
		県が設置する面積10ha以上のもの	都道府県（指定都市）決定（大臣協議不要）
		その他	市町村決定（市：都道府県知事協議（同意不要））

表-2 緑の機能と役割

機能	内容
防災	避難場所、避難路
	自然災害から市民を守る
景観	風致の形成と歴史文化の継承
	地域の優れた景観形成
	市街地の景観演出
環境保全	快適な生活環境の形成
	生きものの生息環境の形成
	自然の水循環を支える
レクリエーション	日常的なレクリエーションの場の形成
	自然とのふれあいの場の形成
	観光レクリエーションの場の形成

【出典】藤沢市緑の基本計画をもとに作成

また、一般的に公園・緑地は機能や規模ごとに次の種別に分類されています(表-3、-4、-5、-6)。

表-3 公園の種別

種別	区別
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園
広域公園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
特殊公園	主として風致の享受の用に供することを目的とする公園
	動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園

【参考】都市計画運用指針

表-4 公園種別による規模と配置

種別	規模	配置
街区公園	0.25haを標準とする。	誘致距離250mを標準とする。
近隣公園	2haを標準とする。	誘致距離500mを標準とする。
地区公園	4haを標準とする。	誘致距離1kmを標準とする。
総合公園	おおむね10ha以上とする。	原則として、一の市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する。
運動公園	おおむね15ha以上とする。	原則として、一の市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する。
広域公園	おおむね50ha以上とする。	一の市町村の区域を超える広域の圏域を対象として、交通の利便の良い土地に配置する。
特殊公園 (風致公園)	—	樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置する。
特殊公園 (動物公園、植物公園、歴史公園)	—	動物公園、植物公園にあつては、気象、地形、植生等の自然的条件が当該公園の立地に適した土地を選定して配置する。歴史公園にあつては、遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地若しくはその復元、展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選択して配置する。

【参考】都市計画運用指針

表-5 緑地の規模と配置

種別	規模	配置
緑地	主として都市景観の向上に資する緑地は、位置、目的、内容及び周辺の土地利用等の現況及び計画を総合的に勘案して適切な規模を定める。	主として都市景観の向上に資する緑地は、市街地内の道路、鉄軌道の沿線、公共施設、歴史的建造物等の周辺並びに景観構成上必要とされる丘陵地、傾斜地等顕著な土地を選定して配置する。
	現に存する樹林地等の保全を目的とする緑地は、その規模、特性等を総合的に勘案して適切な規模を定める。	現に存する樹林地等の保全を目的とする緑地は、良好な自然的環境を形成する樹林地、水域及び水辺地、草地、湿原、岩石地、貴重な動植物の自生地、生息地、飛来地、分布地及び文化的遺産の分布地等の土地に配置する。
	主として緩衝の用に供する緑地は、公害の緩和、災害の防止等の目的に応じ周辺の土地利用、交通状況、都市施設の配置等を総合的に勘案して必要な規模を定める。	主として緩衝の用に供する緑地は、工業地、幹線道路、鉄軌道、空港、供給処理施設等と住宅地、商業地等が隣接する地域において、公害の緩和、災害の防止等の目的に応じた緩衝地帯として有効に機能し得るよう配置する。
	主として遮断の用に供する緑地は、隣接する市街地の規模、性格及び市街地化の動向等を総合的に勘案して適切な規模を定める。	主として遮断の用に供する緑地は、市街地の周辺及び市街地間において市街地の拡大若しくは連担の防止に資するよう、遮断地帯として配置する。
	河川の区域を対象とする緑地は、河川の位置、規模、形状、隣接する土地の状況及びレクリエーション需要等を総合的に勘案して適切な規模を定める。	河川の区域を対象とする緑地は、都市における緑地の系統的な配置の一環となる河川、又は良好な自然的環境を有する河川、及びレクリエーション利用が可能な河川等を選定して配置する。この場合、堤外地と一体となって緑地としての機能を果たすことが有効な堤内地については、区域に含める。
	緑道については、快適安全な通行、散策、休養等に資する園路及び十分な植栽による修景、パーゴラ等の施設が確保できる幅員及び延長を定める。	緑道については公園、広場、駅及び学校、商業地及び避難地等を相互に連絡し、又は河川、水路及び道路等に沿った快適安全な通行・散策路等として、併せて災害時における避難誘導路として有効に機能し得るよう配置する。

【参考】都市計画運用指針

表-6 墓園の規模と配置

種別	規模	配置
墓園	墓園が緑地の系統的な配置の一環として計画されることに鑑み、十分な樹林地等の面積が確保される相当の面積を定めることが望ましい。	市街地に近接せず、かつ、将来の発展を予想し市街化の見込みのない位置であって、交通の利便の良い土地に配置する。
		主要な道路、鉄道及び軌道が区域内を通過又は接しない。ただし、やむを得ず通過又は接する場合は樹林による遮蔽等により墓園との空間を分断させる。
		都市計画区域内に適地のない場合は区域外に選定する。この場合、必要に応じて、関係市町村との共同施設とする。
		環境保全系統の一環となるよう配置し、既存樹林等による風致は維持するとともに、必要に応じて防災系統の一環となるよう配置する。

【参考】都市計画運用指針

2 藤沢市の都市計画公園・緑地

(1) 都市計画公園・緑地の配置計画

本市における都市計画公園・緑地の配置は1937年（昭和12年）に湘南海岸公園が都市計画決定されたことに始まり、1957年（昭和32年）に『藤沢総合都市計画』に基づき旧市街地を中心に都市計画決定（変更）された公園・緑地（110か所、面積約127ha）が原型となっています。

当時の都市計画は、理念的必要性から、整備の見通しの有無にかかわらず、都市の骨格となる公園・緑地や道路を多数、都市計画決定しています。また、土地区画整理事業等の計画的なまちづくりを想定した配置となっているため、現在において土地区画整理事業の実施が具体化されていない区域については、都市計画公園・緑地を単独で整備するのに課題が多い箇所もあります。

その後は、まちづくりの進捗に伴い、公園・緑地を追加する都市計画変更等を重ね、2015年（平成27年）4月1日現在、197か所、面積約249.26ha^{*}の公園・緑地を都市計画決定しています（図-2、表-8）。

また、本市の都市計画に関する基本的な方針である『藤沢市都市マスタープラン』において本市の将来都市構造を、『藤沢市緑の基本計画』において、本市の緑の将来像を次のとおり示しています（図-3、-4）。

※ 9・6・1 湘南海岸公園を含めると、198か所、面積約339.76haになります。

□ 藤沢市都市マスタープラン

第2章 全体構想

2 目標とする都市

1 将来都市像

『自立するネットワーク都市』

- ・ 市民ひとりひとりが、自由に交流連携しながら、自立して、健康にいきいきとくらせる都市をめざします。
- ・ 市民と行政の協働により、きめ細かなまちづくりをすすめ、個性ある地域で構成される都市をめざします。
- ・ 近隣都市と連携しながら開かれた都市機能の強化をはかり、持続的に活力を創造できる都市をめざします。
- ・ 自然環境の保全・創出とともに、低炭素型都市構造の構築や個人の環境行動により、エネルギーや食について自立的な取組をすすめ、地球環境と共生する都市をめざします。

□藤沢市緑の基本計画

第3章 計画の基本方針

2 緑の将来像

本市の緑は、引地川、境川などに代表される河川部の緑、相模野台地や鎌倉連山の縁辺部、河川沿いに残る斜面の緑、里地里山環境を残した谷戸の緑、そして湘南らしさを表す海岸部の緑など、多様な姿で構成されています。

本市は、これら多様な自然の緑、生活や産業とともに新たに生み出され育まれる緑、災害時の避難場所や防災、レクリエーションの場となる緑など、それぞれの緑の特徴を活かし、変化に富んだ多彩な輝きを放つ、魅力あふれる都市の姿「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」を緑の将来像として掲げます。

この将来像を具現化するため、「緑の将来像図」を描き、この将来像が実現されるよう、様々な施策を展開します。

なお、『藤沢市緑の基本計画』では、将来に向けた最終目標として市民一人当たりの都市公園面積（都市計画決定していない都市公園を含みます。）を11㎡/人としており、計画策定後も、公園整備を着実に進めてきたものの、人口増加の影響があるため、2015年（平成27年）4月1日現在、約5.3㎡/人となっています（表-7）。

表-7 市民一人当たりの都市公園面積

	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)	2020年 (平成32年)	2030年 (平成42年)	最終目標
都市公園	5.3㎡/人	5.4㎡/人	6㎡/人	9㎡/人	11㎡/人

【出典】藤沢市緑の基本計画

【参考】市民生活に関する意識調査

平成26年度に実施した本調査では、「みどり」に関する調査項目がありますが、「斜面緑地や樹木など緑の保全について」、満足、やや満足と回答された方は約29%であり、更なる緑地保全が求められている状況となっています。

表-8 都市計画公園・緑地一覧

■街区公園

名 称	面積 (ha)
番 号	公 園 名
2-2-1	州花公園
2-2-2	西行公園
2-2-3	西原公園
2-2-4	上西原公園
2-2-5	下諏訪公園
2-2-6	鎌倉道公園
2-2-7	宮畑公園
2-2-8	原川名公園
2-2-9	市場公園
2-2-10	前河内公園
2-2-11	通町公園
2-2-12	賀来公園
2-2-13	下藤ヶ谷公園
2-2-14	下岡公園
2-2-15	一木公園
2-2-16	高根公園
2-2-17	柳原公園
2-2-18	本鶴沼公園
2-2-19	下沢公園
2-2-20	中井公園
2-2-21	大東公園
2-2-22	花沢公園
2-2-23	砥上公園
2-2-24	東奥田公園
2-2-25	橘公園
2-2-26	高砂公園
2-2-27	柳小路公園
2-2-29	中岡公園
2-2-30	上岡公園
2-2-31	秩父公園
2-2-32	北浜見山公園
2-2-33	勘久公園
2-2-34	堺田公園
2-2-35	初タラ公園
2-2-36	駅前町公園
2-2-37	熊ノ森公園
2-2-38	久根下公園
2-2-39	北町公園
2-2-40	宝珠公園
2-2-41	大荒久公園
2-2-42	一ノ坪公園
2-2-43	堂面公園
2-2-44	出口公園
2-2-45	蛙池公園
2-2-46	後山公園
2-2-47	新町公園
2-2-48	土打公園
2-2-49	折戸公園
2-2-50	南山公園
2-2-51	駒形公園
2-2-52	桜新道公園
2-2-53	柏木公園
2-2-54	丸山公園
2-2-55	若尾山公園
2-2-56	大道東公園
2-2-57	東横須賀公園
2-2-58	富士公園
2-2-60	西宮越公園

名 称	面積 (ha)
番 号	公 園 名
2-2-61	烏森公園
2-2-62	内田公園
2-2-63	花ノ木公園
2-2-64	本町公園
2-2-65	中横須賀公園
2-2-66	吉野町公園
2-2-67	本藤公園
2-2-68	入町公園
2-2-69	南仲町公園
2-2-70	西横須賀公園
2-2-71	十二天公園
2-2-72	弥勒寺公園
2-2-73	小塚公園
2-2-74	柄沢公園
2-2-75	大鋸公園
2-2-76	遊行寺公園
2-2-77	大門公園
2-2-80	天岳公園
2-2-81	本在寺公園
2-2-82	高谷公園
2-2-83	石原谷公園
2-2-84	善行公園
2-2-85	椎名谷公園
2-2-86	中原公園
2-2-87	渋沢公園
2-2-88	立石公園
2-2-89	狼谷公園
2-2-90	今田公園
2-2-91	四ツ辻公園
2-2-92	青葉公園
2-2-93	中丸公園
2-2-94	原谷公園
2-2-95	渋谷原公園
2-2-96	大塚戸公園
2-2-97	高倉公園
2-2-98	下原公園
2-2-99	丸岡公園
2-2-100	上原公園
2-2-101	天岳院下公園
2-2-102	一色公園
2-2-103	渡内公園
2-2-104	高谷下公園
2-2-105	高谷第二公園
2-2-106	長後第一公園
2-2-107	長後第二公園
2-2-109	桐ヶ谷公園
2-2-110	山田公園
2-2-111	丸石公園
2-2-112	犬久保公園
2-2-113	三屋道公園
2-2-114	唐池公園
2-2-115	藤が谷公園
2-2-116	辻堂高砂東公園
2-2-117	辻堂高砂西公園
2-2-118	片瀬山東公園
2-2-119	片瀬山南公園
2-2-120	片瀬山西公園
2-2-121	浜見山公園

名 称	面積 (ha)
番 号	公 園 名
2-2-122	後河内公園
2-2-123	坂下公園
2-2-124	赤坂公園
2-2-125	御幣下公園
2-2-126	鯉ヶ淵公園
2-2-127	善行南公園
2-2-128	梅里公園
2-2-129	椎の実公園
2-2-130	鞍骨公園
2-2-131	大台公園
2-2-132	観音上公園
2-2-133	三角公園
2-2-134	東山田公園
2-2-135	田島山公園
2-2-136	大鋸外原公園
2-2-137	大鋸丸山公園
2-2-138	台谷公園
2-2-139	殿山公園
2-2-140	小糸公園
2-2-141	城下公園
2-2-142	北の谷公園
2-2-143	東小ヶ谷公園
2-2-144	西小ヶ谷公園
2-2-145	滝の沢公園
2-2-146	五反田公園
2-2-147	石川一の坪公園
2-2-148	駒寄公園
2-2-149	南永山公園
2-2-150	北永山公園
2-2-151	矢向公園
2-2-152	滝の上公園
2-2-153	六会駅前公園
2-2-154	錦公園
2-2-155	不動ヶ丘公園
2-2-156	鶴沼松が岡公園
2-2-157	長後谷戸公園
2-2-158	本在寺北公園
2-2-159	渡内北公園
2-2-160	下ノ根第一公園
2-2-161	下ノ根第二公園
2-2-162	鍛冶山公園
2-2-163	矢端公園
2-2-164	上高倉公園

名 称	面積 (ha)
番 号	公 園 名
3-3-1	御殿辺公園
3-3-2	翠ヶ丘公園
3-3-3	外原公園
3-3-4	宮前公園
3-3-5	桜小路公園
3-3-6	桐原公園
3-3-7	湘南台公園
3-3-8	宮ノ下公園
3-3-9	二番榎公園
3-3-10	舟地蔵公園
3-3-11	奥田公園
3-3-12	湘南の丘公園
3-3-13	なかむら公園
3-3-14	神台公園

■総合公園、運動公園等

名 称	面積 (ha)
番 号	公 園 名
5-4-1	長久保公園
5-5-3	大庭城址公園
6-4-1	八部公園
6-5-2	秋葉台公園
7-4-1	片瀬山公園
7-5-1	新林公園
9-6-1	湘南海岸公園

■緑地

名 称	面積 (ha)
番 号	緑 地 名
1	伊勢山緑地
2	御所ヶ谷緑地
3	境川緑地
4	引地川緑地
5	一色緑地

■墓園

名 称	面積 (ha)
番 号	墓 園 名
1	大庭台墓園



【区分】

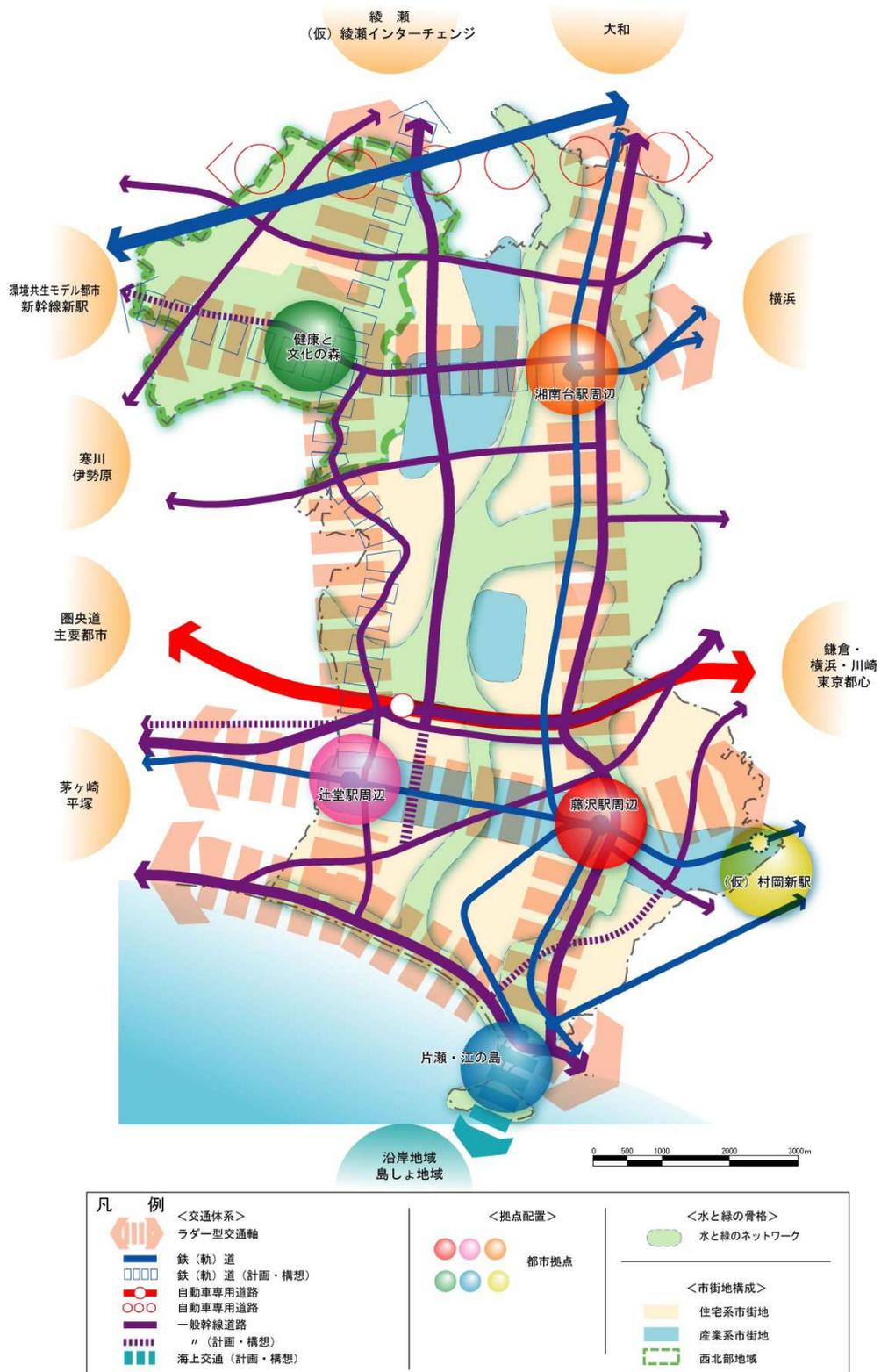
2	街区公園
3	近隣公園
4	地区公園
5	総合公園
6	運動公園
7	特殊公園(風致公園)
8	特殊公園(動物公園等)
9	広域公園

【規模】

2	面積1ha未満のもの
3	面積1ha以上 4ha未満のもの
4	面積4ha以上 10ha未満のもの
5	面積10ha以上 50ha未満のもの
6	面積50ha以上 300ha未満のもの
7	面積300ha以上のもの

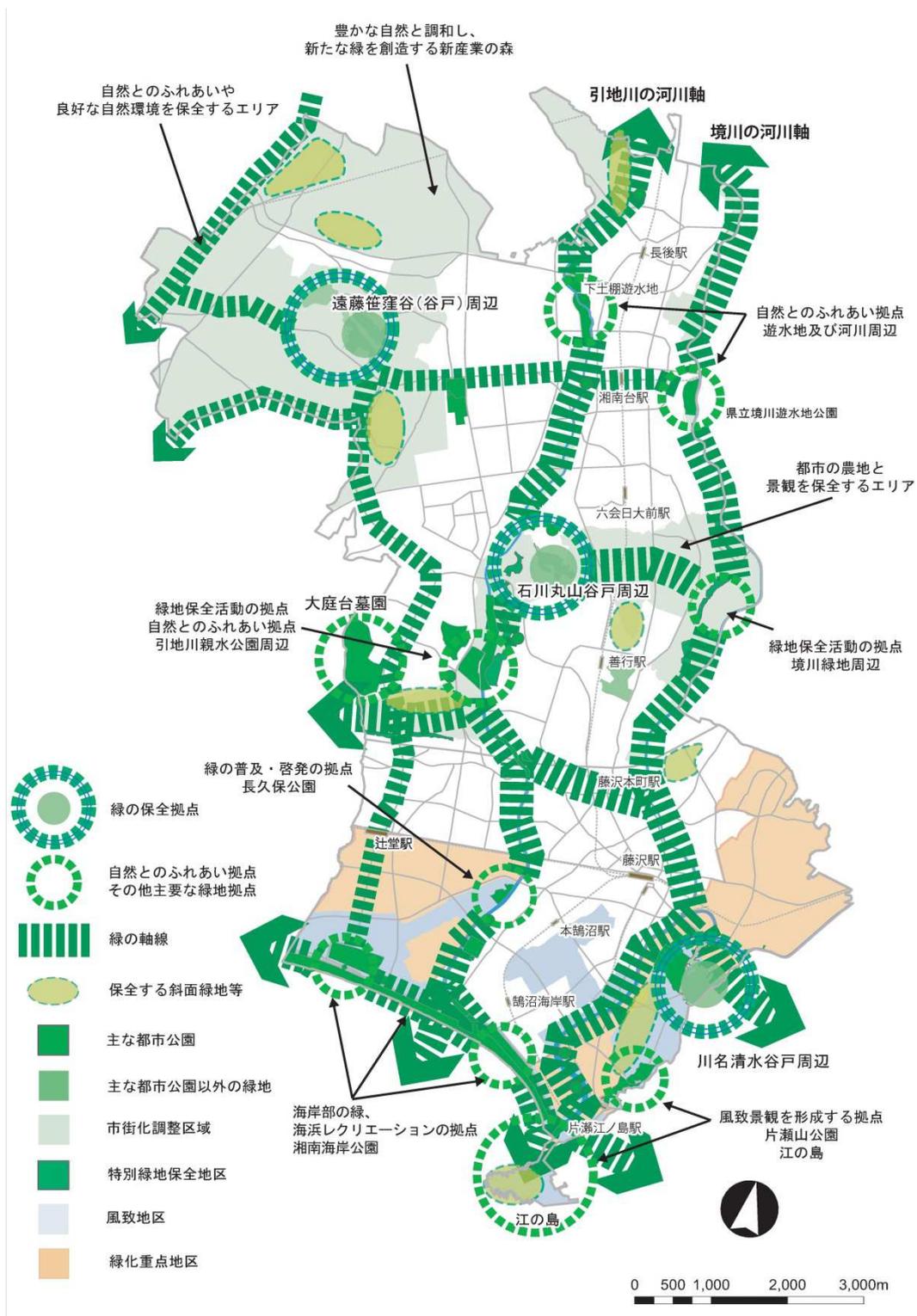
【一連番号】

区分、規模別の通し番号



【出典】藤沢市都市マスタープラン

図-3 将来都市構造図



【出典】藤沢市緑の基本計画

図-4 緑の将来像図

(2) 都市計画公園・緑地の整備状況

2015年（平成27年）4月1日現在、9・6・1湘南海岸公園を除く197か所、面積約249.26haの都市計画公園・緑地のうち、129か所、面積約151.51haの公園・緑地が「整備済」となっています（箇所数については、一部に「事業中」「未着手」の区域を有する都市計画公園・緑地は含みません。）（図-5）。

本市における都市計画公園・緑地は「整備済」及び「事業中」を除く赤い太枠で囲んでいる「未着手」面積約24.53haのうち、約24.34haが長期未着手となっています。

また、公園種別からみた長期未着手都市計画公園・緑地の内訳において、箇所数に着目すると街区公園・近隣公園の合計が全体の約90%を占めるなど、身近な公園に長期未着手が多いことがわかります（表-9）。

なお、「事業中」面積のうち、河川水面等の整備を要しない区域の面積は約55.89ha（約76%）です。

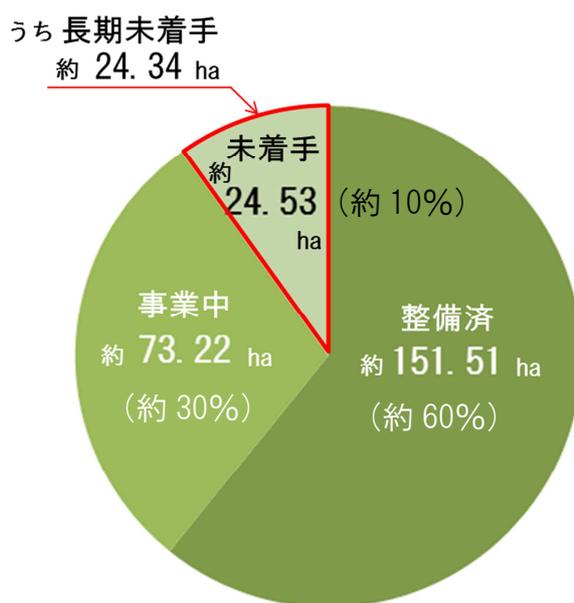


図-5 都市計画公園・緑地の整備状況

※各面積の算出方法

都市公園台帳（都市公園法第17条）に基づく「整備済」面積を基本とした上で、本台帳では確認できない面積（都市計画公園・緑地の区域内外にまたがり、供用している場合及び河川水面等の整備を要しない区域等）については、GISデータ（航空写真及び都市計画基本図）を用いた計測等により、各面積を算出しています。

表-9 藤沢市における公園種別からみた長期未着手都市計画公園・緑地の内訳

種別	都市計画決定		長期未着手			
	面積 (約/ha)	箇所数	面積		箇所数	
			(約/ha)	構成比		構成比
街区公園	38.06	159	7.06	29%	40	73%
近隣公園	31.4	26	6.29	26%	10	18%
総合公園	16.2	2	0.25	1%	1	2%
運動公園	19.1	2	0	0%	0	0%
特殊公園(風致)	25.7	2	5.41	22%	1	2%
緑地	81	5	5.33	22%	3	5%
墓園	37.8	1	0	0%	0	0%
合計	249.26	197	24.34	100%	55	100%

2015年(平成27年)4月1日時点

次に、神奈川県内における長期未着手の状況をとりとまとめたものが表-10になります。長期未着手における面積に着目すると、総合公園や広域公園等の大規模な公園・緑地が目立ちますが、箇所数に着目すると、街区公園や近隣公園といった小規模な公園が目立つ状況となっています。

表-10 神奈川県内における公園種別からみた長期未着手都市計画公園・緑地の内訳

種別	計画決定		長期未着手			
	面積 (ha)	箇所数	面積		箇所数	
			(ha)	構成比		構成比
広場	0.2	1	0.0	0%	0	0%
街区	437.7	1,936	9.3	1%	56	49%
近隣	388.7	228	13.2	2%	20	17%
地区	273.8	54	8.0	1%	4	3%
総合	709.6	37	131.1	20%	10	9%
運動	959.1	29	9.0	1%	2	2%
特殊(風致)	527.7	35	136.8	21%	9	8%
特殊(動植物・歴史)	60.0	16	0.0	0%	0	0%
広域	1,007.0	13	196.4	30%	6	5%
緑地	698.0	112	129.4	20%	6	5%
墓園	251.1	7	28.4	4%	2	2%
合計	5,312.9	2,468	661.6	100%	115	100%

2012年(平成24年)3月31日時点

【出典】都市計画公園・緑地見直しのガイドライン(神奈川県)をもとに作成

次に、本市における公園・緑地の都市計画決定（当初）の状況を年代別にみると、昭和30年代に多くの公園・緑地を都市計画決定しており、長期未着手面積における約99%がこの年代に都市計画決定されたものです（表-11）。

表-11 年代別にみた公園・緑地の当初都市計画決定状況

都市計画決定年代	箇所数	都市計画決定面積(約/ha)	長期未着手面積(約/ha)	長期未着手面積における割合(約/%)
～1954年 (～昭和29年)	0	0	0	0
1955年～1964年 (昭和30年～39年)	106	163.70	24.13	99.1
1965年～1974年 (昭和40年～49年)	20	48.29	0.17	0.7
1975年～1984年 (昭和50年～59年)	33	19.98	0	0
1985年～1994年 (昭和60年～平成6年)	27	12.49	0.04	0.2
1995年～2004年 (平成7年～16年)	10	4.54	—	—
2005年～ (平成17年～)	1	0.26	—	—
合 計	197	249.26	24.34	100

また、都市計画決定している区域が全て「整備済」となっている129か所の都市計画公園・緑地において、整備を行った手法（用地取得方法）を分類すると表-12及び図-6となります。

都市計画公園・緑地の整備については、土地区画整理事業によるものが最も多く92か所（約71%）となっています。

本市では市街化区域の約36%に相当する面積を土地区画整理事業（市、組合及び個人施行等）により整備しているとともに、法令により、土地区画整理事業の施行地区内では、「設計の概要は、公園の面積の合計が、施行地区の面積の3%以上となるように定めなければならない」などの規定があります。

これらのことから、本市では、都市計画公園・緑地の整備が面整備による新たなまちづくりと相まって行われてきた経緯があるといえます。今後も土地区画整理事業等と併せて都市計画公園・緑地の整備を行うことが効果的といえますが、既に宅地化された既存市街地では、新たに土地区画整理事業を実施することは極めて困難なため、このような地域においては個別に効果的な整備手法を検討する必要があるといえます。

表-12 整備済の都市計画公園・緑地における整備手法

整備手法	箇所数
土地区画整理事業	92
工業団地造成事業	1
開発行為等	10
用地買収	20
その他	6
合 計	129

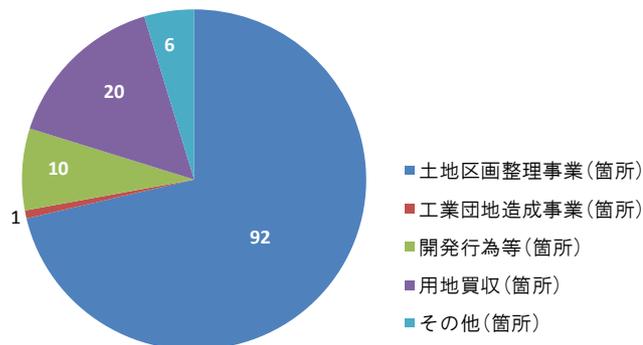


図-6 整備済の都市計画公園・緑地における整備手法

(3) 長期未着手の主な原因及び課題

『神奈川みどり計画(2006年(平成18年)3月策定)』及び『藤沢市緑の基本計画』では、都市公園における現状や課題について、次のとおり、都市化に伴う用地取得費の高騰等を挙げています。

□神奈川みどり計画

3 かながわのみどりの現状と課題

(2) 制度面からの分析

サ 都市公園

・・・本県は全国的にも都市化の進展が著しく人口や産業が高密に集積し、用地取得の困難さに加え用地買収費が膨大となることなどから、計画的な都市公園整備が進まないのが現状となっています。

□藤沢市緑の基本計画

第2章 緑の現況と課題

2-2 緑の現況と課題

(1) 都市公園

□公園用地の確保

人口の密集している市街地では、地価の高騰やオープンスペースの減少などで公園用地の確保は難しい状況となっており、公園を整備するためには、様々な方策を検討して、用地を確保する必要があります。

これら上位計画並びに各都市計画公園・緑地及び周辺土地利用等の現況調査を踏まえ、都市計画公園・緑地が長期未着手となっている主な原因と課題を整理すると、次の6つが挙げられます。

①財政事情

- ・ 住宅等が立地して、用地取得等の事業費が膨大になることから、整備の見通しが立たないため（図-7）

②類似機能の存在

- ・ 近傍において、都市計画決定していない都市公園、緑の広場等が存することにより、当該都市計画公園・緑地に求められている機能の一部が確保され、整備の優先度が低下したため（図-8）

③部分開設

- ・ 用地取得の難航等により、都市計画公園・緑地が部分的にしか開設されていないものの、当該都市計画公園・緑地に求められる機能の一部が確保されており、整備の優先度が低下したため（図-9）

④技術的な課題

- ・ 区域内に斜面地があるなど、地形上の制約があるため

⑤河川水面等の公共空地の存在

- ・ 河川水面、公有林等、現状のままでも、当該都市計画公園・緑地が担う機能の一部が確保されているため（図-10）

⑥関連事業との調整

- ・ 土地区画整理事業等のまちづくりに関連する事業と進捗を合わせる必要があるため

55か所の長期未着手都市計画公園・緑地をこれら6項目に分類すると図-11のとおり、「財政事情」によるものが43か所（約48%）、「類似機能の存在（15か所）」と「部分開設（22か所）」を含めると約90%となり、長期未着手の大きな原因となっていることが分かります。

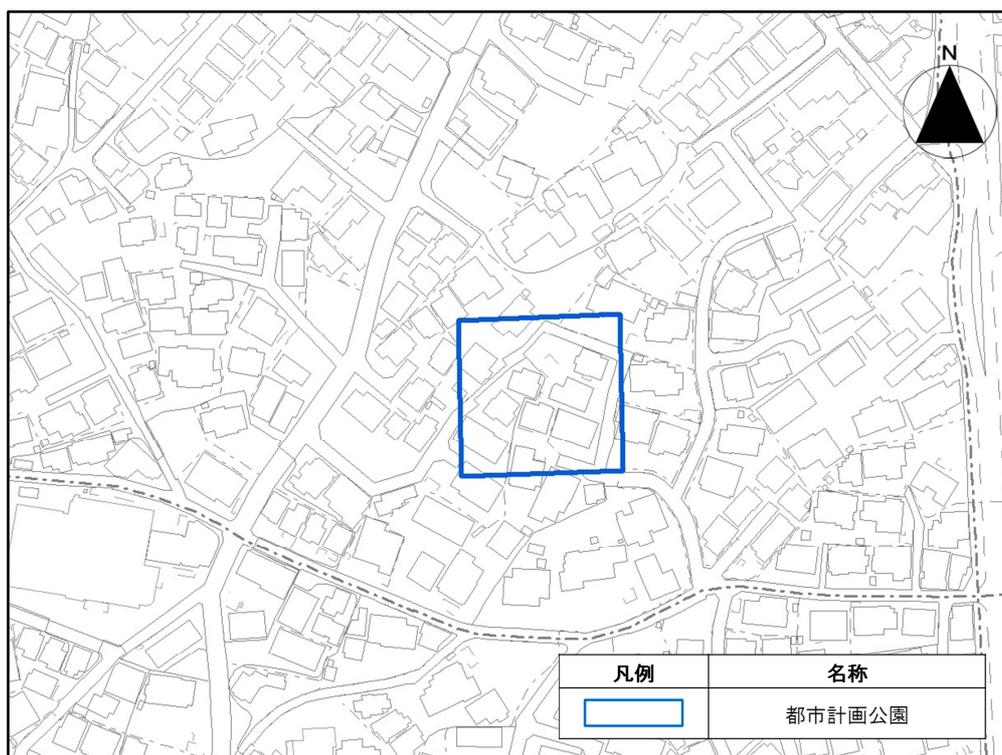


図-7 財政事情に関する主な事例

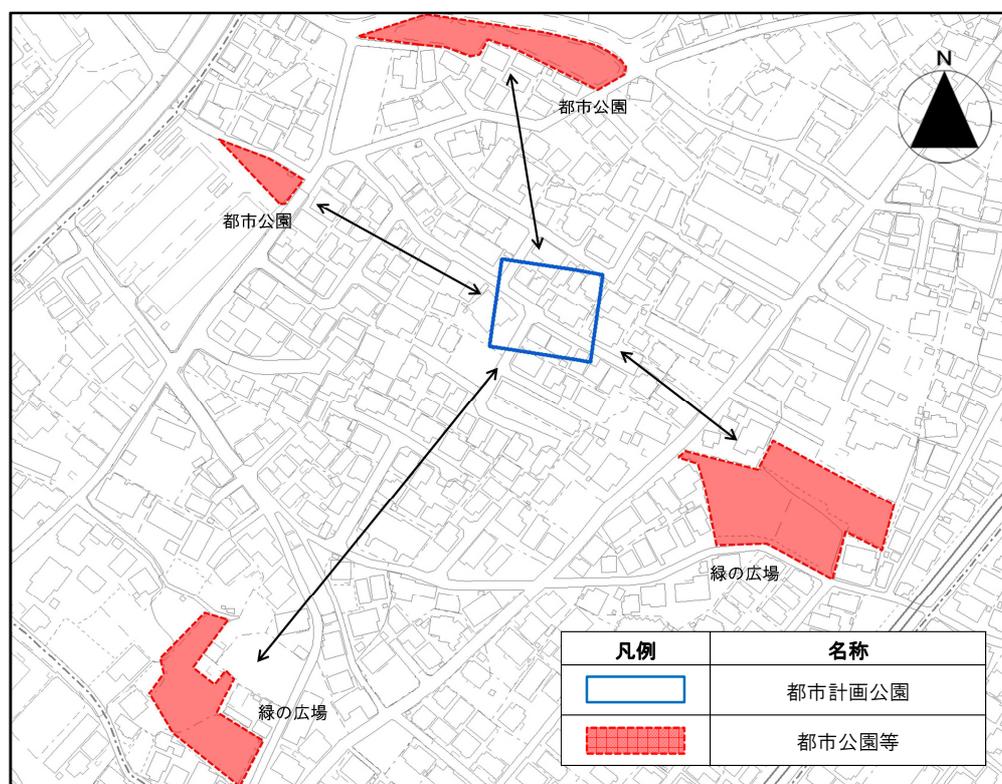


図-8 類似機能の存在に関する主な事例

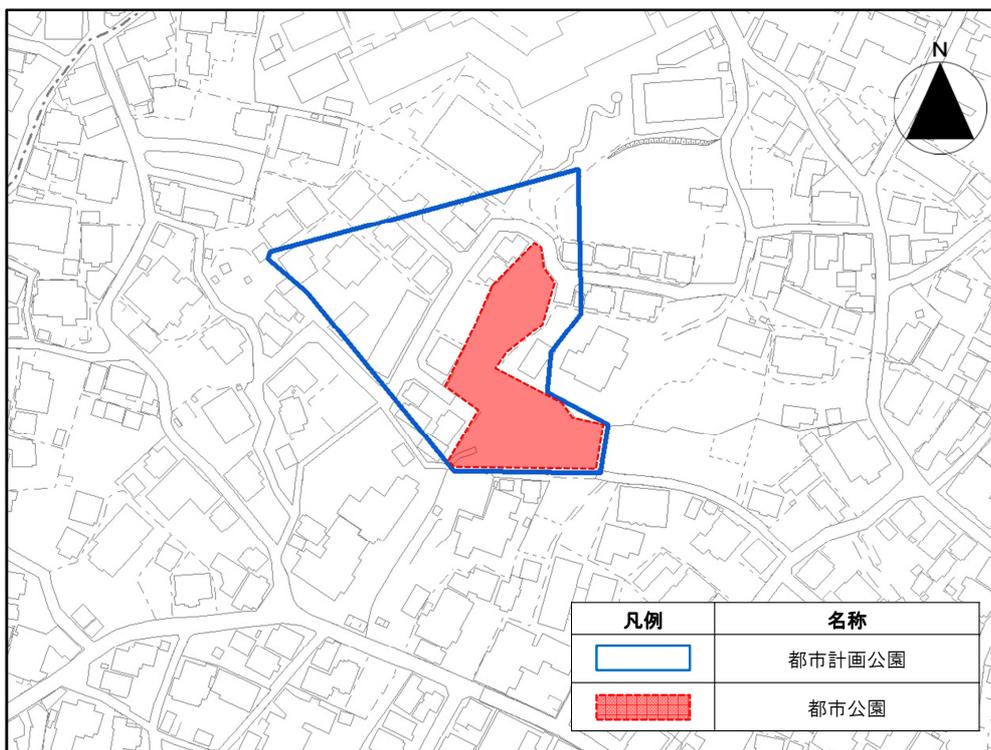


図-9 部分開設に関する主な事例

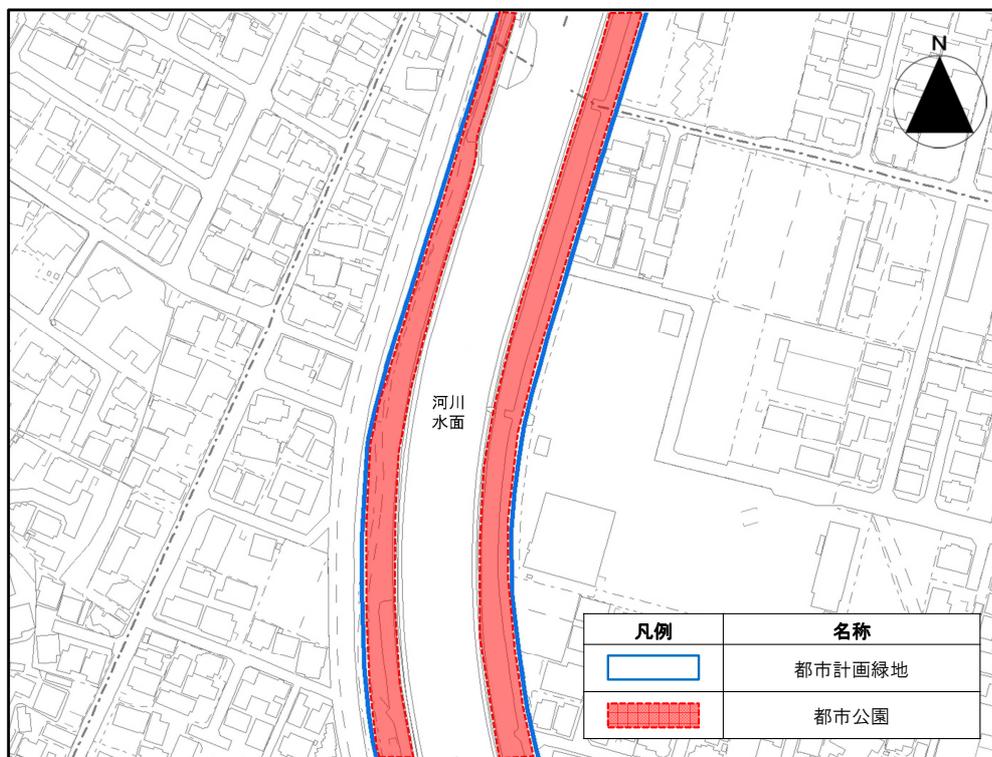
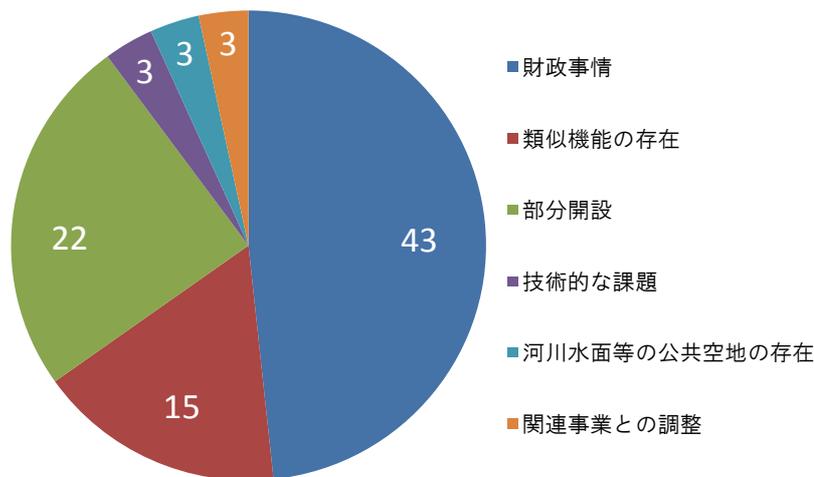


図-10 河川水面等の公共空地の存在に関する主な事例



※ 1か所の都市計画公園・緑地において、長期未着手の原因が複数存在するケースがあるため、長期未着手都市計画公園・緑地の箇所数とは一致しません。

図-11 長期未着手の原因（箇所数）

(4) 近年における取組

本市では、近年、大規模公園事業や土地区画整理事業に関連する公園事業がやや落ちつきをみせています。

一方で、長期未着手都市計画公園・緑地の区域内の土地所有者に相続が発生するなど、土地利用転換が生じる可能性が高まったケースが増え始めています。このような状況の中、都市計画公園区域内の土地の部分的な買収や、関係機関等と調整を図り、個別に都市計画変更を行い、長期未着手の状況を整理している事例もあります。

また、『藤沢市緑の基本計画』で「緑の保全拠点」に位置付けている三大谷戸（川名清水、石川丸山、遠藤笹窪）の保全施策の展開として、特別緑地保全地区や都市施設（公園・緑地）の都市計画決定に向けた具体的な取組を進めています（図-12）。

- ・健康の森基本計画 2012年(平成24年)3月策定
(遠藤笹窪関連)
- ・石川丸山緑地保全計画 2015年(平成27年)9月策定



図-12 三大谷戸位置図

【出典】藤沢市緑の基本計画